

各位

会 社 名 トヨタアセット準備株式会社
代 表 者 名 代表取締役 戸田 陽

株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する

公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

トヨタアセット準備株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年1月14日、株式会社豊田自動織機（証券コード：6201、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミア市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式の全て（但し、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）が所有する対象者株式 74,100,604 株（所有割合（公開買付者プレスリリース（以下に定義します。）の「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義しております。以下同じです。）：24.66%、以下「トヨタ自動車所有対象者株式」といいます。）、及び、対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年1月15日より本公開買付けを実施しておりますが、2026年2月12日、本公開買付けにおける買付け等の期間の変更を行うことを決定いたしました。なお、2026年2月12日13時時点での申込みがなされた株券等は約99,445,000株（所有割合：33.10%）です。ただし、当該株券等の数は、2026年2月12日13時時点において実務上把握可能な概数であり、また、当該申込みを行った株主は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

これに伴い、2026年1月14日付「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

その結果、対象者は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びにその内容及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における対象者の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

(変更後)

<前略>

その結果、対象者は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

並びにその内容及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における対象者の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者が2026年2月2日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けに関する方針について」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付価格が対象者の本源的価値を反映した最善の価格であると考えており、かつ、本公開買付価格を変更する意向を有しておりません。公開買付者は、本公開買付価格は、トヨタ不動産が2025年6月3日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」に記載の買付価格16,300円を基に、同日以降の対象者を取り巻く事業環境の変化や対象者が保有する上場株式の株価上昇などを勘案した上で、対象者及び本特別委員会との間における複数回に亘る真摯かつ十分な協議を重ねて決定した価格であり、対象者の本源的価値を反映した価格であると考えております。

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2026年1月15日（木曜日）から2026年2月12日（木曜日）まで（20営業日）

(変更後)

2026年1月15日（木曜日）から2026年3月2日（月曜日）まで（31営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

(変更前)

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2026年2月27日（金曜日）までとなります。

(変更後)

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

(x) 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(変更前)

公開買付期間は、20営業日であるところ、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的の長期間が確保され

ております。また、トヨタ不動産は、対象者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えております。

(変更後)

公開買付期間は、20 営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を31営業日に変更しております。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的の長期間が確保されております。また、トヨタ不動産は、対象者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えております。

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2026年2月19日（木曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は2026年3月6日（金曜日）となります。

(変更後)

2026年3月9日（月曜日）

なお、本買付条件の変更の具体的な内容は、本公開買付けの条件変更に関する公開買付者が2026年2月12日に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

以上

本プレスリリースは、本公司買付けを一般に公表することを意図したものであり、本公司買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公司買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公司買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公司買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式である対象者株式を対象としています。本公司買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934)（その後の改正を含みます。以下同じです。）第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及びこれらの条項に基づく規則は本公司買付けには適用されず、本公司買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、国際会計基準（I F R S）に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者とはならないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公司買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公司買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933)（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者 (affiliate) は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点でトヨタ不動産株式会社（以下「トヨタ不動産」といいます。）が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、トヨタ不動産、公開買付者及びそれぞれの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間中に本公司買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。